

井上毅の思想的性格

梅 溪 昇

【要約】 明治憲法および教育勅語の主たる草案起草者たる井上毅は、通常、絶対主義政治家として理解されているが、かれは具体的にどのような思想をもつてこれらの起草にあつたのであろうか。一体、かれの思想の体系ないし構造はどのようなものであつたか。これらの問題は明治憲法体制（明治憲法）とそれを支える天皇制国家観（教育勅語）とが相互補完的に成立してくる歴史的事情を明かにする上で重要である。従来かれの思想構造を直接に示す資料や明治憲法と教育勅語との成立を統一的に理解する上の資料は見出されなかつた。これに関するものとして私は以前から井上毅文書中の「儒教ヲ存ス」と題した長文の草稿に注目していたが、最近に至つて大阪の田中良雄氏所蔵の書翰がそれに該当することが明確になつたのを機会に、当該資料を紹介して、井上が儒教思想を尊重・維持せんとした事実およびその意義を明かにして、元田永孚の思想との対比を試みた。またかれが憲法との密接な関連性において儒教思想を維持し、ひいては勅語の起草におよんだことを具体的に立証し、さらにかれが明治国家の立憲制的側面の發展ないし市民社会の進展方向を十分に把握したものでなかつたことをも論述した。

一 序説——問題の所在

井上毅は明治憲法および教育勅語の成立に重大な寄与をなしたことによつて、明治国家における根本的な法および道德の重要な形成者であつた。このためにかれの思想的性格如何ということは、明治憲法・教育勅語の性格および両者の関連性を論ずるに當つて、きわめ

て重要な問題である。かれの思想的性格については、嘗て家永三郎博士が元田永孚との対比において論ぜられている^①。そこでは元田が「儒教の歴史的役割を代表」して「残存封建勢力のために、資本主義産業社会を地盤とする近代思潮に対し、掉尾の抑制作用を演」じ、教育勅語においてかれの「封建的儒教主義」を国教たる形において具現しようと思図したのに反して、井上は「近代的立憲主義（勿論

大きな制限をもつて（いるが）」の立場に立つて、勅語の成立に参加し、元田の意図を「骨抜き」にし、かつ「内からの切りくづし」に成功した。その結果、勅語の性格は「儒教の君臣・父子・兄弟・夫婦の私人倫道徳を強調するにとどまらず、公益・世務・国憲・国法等の社会道徳・国家道徳に一層の重きを置」くものとなり、また「憲法の重要性は厳然と宣明され」「国憲ヲ重」んずることによつて「国憲（すなわち帝国憲法を指す）中に含まれる信教の自由を尊重することを意味」するものとなつたと理解されている。また博士は井上の山県有朋宛書翰（明治二三年六月二〇日付）に見える、「今日ノ立憲政体ノ主義ニ從ヘハ君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ」以下七項目にわたる勅語起草の基本原則のもとでは、「元田の念願たる西洋文化排斥と儒教尊重とを勅語の文章に盛ることが、この鉄則（勅語起草の基本原則を指す―筆者註）により固く排除せられるのは当然である」とされている。

これらの理解の仕方においては、井上が元田の「封建的儒教主義」ないし「西洋文化排斥と儒教尊重」をよく超克したかの印象を抱かしめるものがある。もとより井上の思想的性格は元田の「封建的儒教主義」と同一ではないにしても、元田のそれとそれだけの内容的なへだたりがあり、また元田を超えたとすればどのように超えるものがあつたかが、さらに井上において「儒教尊重」はいかに取

扱われたかがなお充分考究されなければならない。すなわち博士が井上の思想的性格を「近代的立憲主義」と規定されるさいに、注意深く付記された「勿論大きな制限をもつてはいるが」という表現そのものも、もつ具体的内容が明かにされる必要がある。第一の問題点はここにある。

つぎに、博士が当該論文で示された明治憲法と教育勅語との異つた性格付けの問題がある。すなわち、勅語をもつて保守反動的なものと考へる見解は「井上哲次郎の如く、この勅語を利用してキリスト教の排斥を行ふ思想家」が出たために、「渙発後の影響利用の迹のみに目をうばはれ」たもので、勅語本来の思想的由来を正しく理解したものではなく、もともと勅語は「儒教的西洋排斥思潮に導かれつつ」も「かかる反動的立場を脱した一層普遍的な訓言として渙発せられた」と性格付けられている。これに対して明治憲法は、「自由民権の思潮に導かれつつ、実はこれを抑止するに足る保守的色彩を豊かに帯びて（中略）制定せられた」とされる。勅語と憲法、両者についての表現に若干のニュアンスの相異が感ぜられるが、要するに憲法の保守反動性が濃厚であるのに対して、勅語はかかる性格を脱し、「信教の自由の尊重と矛盾しない」ような普遍性をもつものとされている。このように両者の性格が成立当初において相異なるものであつたとすれば、今日通常とられている見解、すなわち教

育勅語は明治憲法体制の概念的支柱であつたとする見解^⑤は勅語の普及過程において——「屢々保守反動の具に供せられるの非運に随つた」——こそ妥当するが、兩者の成立の当時における相互の内容的關係には当嵌らないことになる。果して兩者の成立に必然的・性格的關連性が存在しなかつたのであろうか。しかし、明治憲法が敗戦に伴つて崩壊するにおよんで、教育勅語も亦廃止され、運命をもにしたことから、憲法と勅語との不可分性が推察されるのである。しかしながら、教育勅語が明治憲法と緊密な關連性をもつて成立したか否かという問題については、概念的・論理的にはともかくとして、従来歴史的・具體的に十分解明されてはいない。この点を明かにすることが第二の問題点である。

これら二つの問題を明かにするためには、最初に述べたように井上毅がどのような思想をもつていたか、また憲法と勅語との關係をどのように考へていたかを検討することが重要な課題となるのである。

井上毅の憲法に関する思想や理解を示す資料は、いくたの明治憲法制定史の研究において見出されている。しかし、かれの思想の体系ないし構造を示す資料や憲法と勅語との成立を統一的に理解する上での重要な資料はこれまで見出されてはいなかつた。これらの点に関する資料として私は以前から井上毅文書(現在は國學院大學蔵)

のうちにある「儒教ヲ存ス」と題した、かなり長文の自筆草稿(太政官十行野紙を使用)に注目していたが、最近大阪の田中良雄氏所蔵の井上毅の池辺義象宛書翰(明治十九年九月二十八日付、「儒教を存す」)がそれに該当することが判明し、年代・性質などが明確になつた。そこでこの資料を紹介して若干の解説を試み、つぎに当該資料に見えるかれの思想、とくにキリスト教観・儒教観にふれて、その思想の構造がどのようなものであつたかを説明し、さらに二・三の資料を援用して、その思想構造の上にかれが明治憲法および教育勅語の起草ならびに兩者の關係について、どのような考えを有していたかを明かにし、上に述べた課題についての考察に及びたいと思ふ。

二 「儒教を存す」の資料的解説

上に述べた如く、井上毅の「儒教ヲ存ス」は極めて重要な歴史的意義をもつものであると考へるので、田中良雄氏所蔵書翰に拠つて長文をいとわず、まずこれを掲げることとする。

儒教を存す

井上 毅

六合を通觀するに、距今大教四千年前、洪荒の世とす。其中、山を負ひ海に臨み、寒暖中を得るの地、人物先蕃息す。従て人文先開け、首として神傑を生ず。其建国尤古きもの、東にして支那、

西にして阮日多とす。当時支那の開化、洋人稱して世界の最先とす。其二典の書を、宇内無雙の古書たりと云ふ。抑支那阮日多、東西に並立ち、各方開化の祖たり。然るに、物の一長一短あるは、天地の大数なり。阮日多より希臘に伝へ、其天文地理数学百工器械技術の精巧なる事、支那の髣髴する所にあらず。然るに、其俗神怪を貴み、未来輪廻（リ）の説を唱へ、其支派、一を印度婆羅門となり、一は孟瑟（リ）の猶太となり、其後敷衍して、邪蘇教となり、歐羅巴（リ）全国に被むるに至れり。支那の百科、唐虞の時に著ると雖とも、夏殷周に伝へ、文華を逐て、実用を失ひ、日新の功なし。是其短き所なり。然るに倫理名教の事に至らば、歴代相伝へ、孔丘孟軻（リ）に至て、其大成を集め、其道自然に本き、人為を仮らず、平常にして、隠怪ならず。性情を論して、万物我れに備はるとし、民義を務めて、鬼神を遠さく、大抵千古不朽の言たり。是其長する所なり。右長短の論とす。更に又盛衰の論あり。支那の衰態は、誠に論するに足らず。二千年前、宇内第一の強大国、二千年後宇内第一の弱国たり。其由る所を尋るに、畢竟後世儒教變して、文字辭となり、陳編に沈み、詞章に泥み、科学を知らず、実業を忘れ、学者盛年の精神、一切之を虚文に用ゐ、徒に人を愚にするに足るのみ。其書、孝経、書の古文、易の十翼を始として、偽托甚多く、三礼は繁碎曲拘、必ず盛世の遺物にあらず。象文は、讖緯の類、

決して文王周公の作にあらず。左伝、神怪不経、恐くは占卜家の手に成る、後世伝奇小説の類なるのみ。然るに儒教相伝へて、金玉とす。古書に井田を説く。是其説ありと雖とも、其実行へからざるもの、儒者以て治道の本とす。其泥古無識なる大抵此類（リ）。清の太宗の、明人に書を与へて、中国の弱きは、皆爾等文人の罪と云へり。虚言に非ざるべし。西洋、希臘以来、今日に至て器械物産の精き、能く民生を厚し、民用を利し、富て而して教あり。加ふるに、其人、勉励苦思に堪へ、百科の學術、世治を扶けて文明に躋し、政体公平にして、唐虞の爲むとして未能はざる所をなし、富強の実、仁寿の術、開闢以来の盛なるを極め、決して三代の比ふへきにあらず。是雙方盛衰の跡なり。抑々盛衰の跡、間々人の耳目を迷はしむるに足る、耶蘇教の行はるる二千年、宇内十分の八は、其紀元を奉ず。是果して儒教に勝る者あるか。余初めに耶蘇教の論、深遠にして、人を感ずるに足ると思へり。其所謂聖書なるものを読み、耶蘇伝を一閱するに及んで、始めて其浅近にして取るに足らざるを知る。是稍知見あるもの、一日瞭然たるべし。蓋耶蘇の淵源は、猶太に在り。猶太は阮日多に出つ。阮日多人始て靈魂不死、輪廻再生、天堂地獄死後の賞罰を論し、又一種高上の者ありて、独一真神、無始無終を説くに至ては、幾むと独歩の卓見と云ふへし。是乃ち猶太耶蘇嗎哈默三教の祖なり。猶太

の教祖孟瑟なるものは、非常の姦雄なり。始め猶太一族、俘囚にせられて、阨日多に在り。孟瑟に至りて、旧約全書を著し、開闢を説き洪水を説き、亜貌刺叩の神約を説て、大低一部の讖書にして、神怪を仮りて、以て其阨日多を離れ、故土に帰り、敵地を略むるの謀を成すに過ぎず。阨日多を云ふ事を忌むと雖とも、実は阨日多教を潤色して、一層怪誕を加ふるのみ。佗の發明なし。其後教百年、其徒已に衰て、耶蘇孟瑟の讖に応し、猶太の近地に生れ、夙に其説に湛み、又其弊習を矯め、更に一機軸を出し、勇往猛決、自信して疑はず、兵力を仮らずして、一世を風動する、遂に孟瑟の上に出つ。然るに其説亦天神を仮托し、自神子と稱し、密法幻術を行ひ、未來の賞罰を転して、更に現世の神通を示す。一生の言行、一の私怪ならざるはなし。亦阨日多猶太の余燼を拾ふに過ぎるのみ。假令果して勸善懲惡の意に出るも、全く詐を設けて人を迷すに外ならず。凡造化の事は、明め難くして、幽冥の界は疑ひ易し。鬼神に諛ふて、冥福を祈るは、人情の常なり。姦雄機に投して迷を誘く洪荒の時、草怪木妖、皆能く人心を惑はせり。古史の載する所、万国皆然り。独一真神の説は、人の意表に出て、尤も人心を帰一せしむるに足る。然るに君長を假尊として、天神を真父とし、現世の政令を外視して、冥府の賞罰を仰く、勸化を忠となし、教に死するを榮とす。灌油自ら盟ひ、動もすれば

政府に抵抗す。洋史の載する所、十字軍の戦、新旧三十年の争、皆人を殺す事幾千万、其他、羅馬法王の專裁、僧門の横暴、各国中世の大乱、大低皆教旨の禍、其慘酷なる事、実に洪水猛獸の比ふべきにあらず。洋史回護して、明に乱理を推し本けず、読む者も、亦識眼なく、却て其説の猛なるに酔ふて、其流伝の広きを羨むに至る。其後、嗎哈默軍刺伯に起り、又孟瑟耶蘇の説を祖とし、専ら教旨を以て兵を用ゆるの機軸とし、東西二万余里を侵し奪ひたり。是蓋し神教の通患、独り耶蘇のみにあらず。凡そ神明を仮り、人民を誘ふもの、流伝する事、必ず易し。而して其害は血を流すに至る。夫の支那の古も、鬼神の説盛に行はれ、唐虞三代も、占卜を以て政事に用ゐたり。孔孟に至て、始て鬼神を遠けて、民義を務め、生を知て死を知らず、其言布帛菽粟、一適もの神怪なく一点の禍胎なし。真に千古の卓見と云ふべし。且つ阨日多以来、印度歐羅巴皆所謂僧族なるもの有て、出家離族、天人の間に居り、専ら教柄を握る。是神姦の淵藪なり。儒教にては、政教一致、官府の外に僧府なし。余宇内の書を読て、断然として儒教を以て正大第一とす。大要宇内の教、二派あり。一は、神明を仮る者、一は神明を仮らざるもの、夫れ天下の道理は窮なきものなれば、儒教も亦必ず尽さざる所あり。但し徒令幾千年後、聖人なるもの世に出る事ありて、漢にあらず、洋にあらず、自然に原

きて、教を立てなは、必ず其神明を仮らざるものに因るなるへし。

是固より一時の盛衰を以て論し難し。天地の大教を云へば、千年は一瞬間なり。耶蘇教の盛なる、未だ止む期あらず。我思ふ、今後数百年間、儒教は、必破滅して、絶へざる事綫の如きに至らむ。

是亦怪むに足らず。抑西洋にヒロソフと称する一種の理学者あり。本希臘に出て、中比教門と合し、千七百年代の始より、其流稍盛に、間豪傑ありて、異常の説を唱へ、教門の非を駁撃し、人の心思教旨の為に束縛せられ、天然の自由を失ふ事を慨き、終に無神の説を立るものあるに至る。我又思ふ、従今幾千年後、一の大豪傑あり。彼此長短、盛衰の外に高歩し、千古の迷を破て、天下の人心を快活ならしむる事あらむ歟、今或儒教の平常なるを厭い、一種世に適ふの神教を造作して、以て民信を帰一せしめむとするか如きは、其意善しと雖とも、千載の後に、ヒロソフ家の為に笑はれむのみ。恭て惟ふに、我前王、人に取て善をなし、公道に本つき物我を忘れ、詢治于有識、求道于六經二句多天景釋俊誠、真に万世の準的なり。仰き願くは、今日に在りて、広く万国の長短を鑑み、治具、民法、農工、百般は、之を西洋に取り、支那の衰風を翻り、又倫理名教の事に至ては、断然天下に布き示し、古典国籍を以て父とし、儒教を以て師とし、二典禹貢無逸豳風大雅諸篇、

学庸論孟の書を以て、令典著し、学校普通の教として、以て百世

の後、論定るを待ち給はむ事を。

世に孟軻を撃つものあり。然るに孟軻の性情(トク)の論するは孔子に勝りて明瞭なり。又西洋自主權利貴賤平均の説は、始て其書中に見へたり。其詳なる事は略之。或は経義の読み難きを以て、翻訳して世に行はむとするあり。抑其他の漢書は、皆訳して用ゆべし。経義に至ては、一字千金の味あり。之を語訳するも、其精神を伝ふるに足らず。洋書中にてマキシム格デウイス戒の如きに至ては、其訳すへからざるを以て、間羅甸希臘の原語を存して、読むものをして玩味せしむ、是れと同一なり。今経義を存し、漢字漢語を存し、西洋羅甸の例の如し。其他詩文百家の繁多なるものを除くべし。又農工の子の為には、経義を對酌して、国文を以て、平易の小学書を作り、普通初歩の書とし、略義理を教ふへし。

右書翰の入つた封筒には「糺町七丁目二十井上毅」、「本郷西片町有斐学校、池辺君宛」と書き記され、麴町郵便局の消印(一九・九・二八)がある。これによつてすでに述べた如く、右書翰は明治九年(一八八六)九月二十八日付をもつて井上毅から池辺義象宛に差出されたものであることが判明する。

池辺義象は文久元年(一八六四)熊本藩士池辺軍次の二男に生れ

た。明治一〇年西南戦争にあたって父兄は薩摩軍に味方したが、義象は戦争終結後神宮教院（神宮皇学館前身）に学び、のち上京して明治一五年に設置された東京大学古典講習科に入学、明治一八年秋小中村清矩の養子となり（明治三〇年池辺に復姓）、明治一九年同科を卒業した。明治二〇年には『国学和歌改良論』を出して明治の新しい国文学運動の先駆となり、明治・大正の国文学者・歌人として有名を馳せ、大正一二年（一九二三）六〇歳で歿した。その間、宮内省図書寮・第一高等学校・女子高等師範学校に奉職、また帝室博物館歴史部員・史料編纂委員・京都帝国大学講師・御歌所寄人・臨時帝室編修官などを歴任した。^④

池辺と井上との交渉は、井上の遺稿集『梧陰存稿』巻二に池辺が書き添えた跋文によると、明治一八年（一八八五）池辺が未だ古典講習科在学中、小中村の姓を称するようになったころから始まっております。井上は池辺に対して歴史・法制の学に専念すべきことを説論している。一方、小中村清矩と井上との交渉は明治一二年（一八七九）いらいのこと、清矩は明治一五年二月東京大学教授、同七月参事院御用掛兼勤（一七年六月免）、明治一六年四月宮内省御用掛兼勤（同年一二月免）、同一七年六月制度取調局御用掛兼勤となり、この間憲法制定のための調査に腐心しつつあつた井上（明治一四年一〇月三日任参事院議員、同一七年八月二七日任宮内省図書寮図書

頭）のためにわが国古代法制に関する知識を提供し援助するところがあつた。^⑤このように井上は小中村清矩と密接な関係にあつたから、池辺が清矩の養子となるにおよんで、とくにその勉学を激励したものであろう。こうした関係で池辺は明治一九年夏古典講習科を卒業すると、直ちに図書寮属官として図書頭井上に用いられ、その秘書官ともいふべき地位におかれた。池辺は井上から憲法および皇室典範制定上必要なわが国の典故の調査を命ぜられ、官省時間のほか、井上の自宅にこもつてその監督下にあり、井上が推敲のために憲法草案を携えて旅行するさいにも同行した。池辺は大室令などの調査を行つて井上の活動を援助したが、もつとも注目すべきものは「しろしめす」「うしはく」の二句の相異を井上に語つて感銘を与えたことである。当時、井上のもつとも努力を傾注した点は日本の国体をいかにしてヨーロッパ的に立憲化・規範化するかということと同時に、反面においてヨーロッパ的立憲化・規範化のうちに日本の国体の特殊性を明確にし、天皇統治の正当性と永遠性とを闡明ならしめることであつた。このような井上にとつて池辺の指摘は大きな示唆を与えたもので、本居宣長の「古事記伝」の解釈に従つて「うしはく」は「領す」(own)を意味し、「土豪の所作にして土地人民を我か私産として取入れたる大國主神のしわざ」であるに對して、「しろしめす」は「正統の皇孫として御國に照し臨み玉ふ大御業」

であり、日本の「聖國の原理は固知らずということ」であると井上はしている。そして「御國の天日嗣の大御業の源は皇祖の御心の鏡もて天か下の民草をしらしめすといふ意義より成立たるものなり。

かかれは御國の國家成立の原理は君民の約束にあらずして、一の君徳なり。國家の始は君徳に基づくといふ一句は日本國家學の開卷第一に説くべき定論にこそあるなれ」とまで井上は強調した。この点は明治憲法の基本的性格を論ずる場合に看過できないところで、井上にとつて「國體」とは單なる「國家形態」(Staatsform)ではなく、「歴史的國體」(historische Staatsform)であり、「誣ふべからざるの明文(いわゆる建國の神勅をさす―筆者註)并に事實にして又二千五百年來の歴史上の結果に証するも他の國と全く雲泥の違ひあるは誰人も否み得ざる」わが國独自の「國家形態」であつた。このよるな井上の認識を形成する端緒をなした点で、池邊の存在は憲法制定史上ロエスレルの役割とは對蹠的であるにしても忘却できないものであらう。

以上述べた如く、井上は池邊を深く信頼し、両者の關係は極めて密接なものがあつた。井上から「儒教を存す」が池邊(小中村義象)に送られた明治一九年九月には、義父小中村清短(これより先、同年三月法科大學教授・同四月文科大學教授に転任となる)は文部省より中学校用和文教科書編纂委員を命ぜられた。^⑦ 明治一九年(一八

八六)はわが國の教科書の歴史の上では檢定制度(五月制定)が行われるようになった注目すべき年であり、初代文相森有禮の一連の文教政策の「改革中最も意を用いたのは教科書の制度であつた」といわれている。^⑧ また当時、森文相は徳育の混亂を是正するため教育方針を國家主義ないし國體主義におき、翌明治二〇年いわゆる「森有禮教育意見書」を認め、その主義を明かにした。しかしこの意見書は実は井上毅が「相談に与て森子の為に起草した」ものであつた。森文相が暗殺された後、井上は故森文相の教育主義を弁明し、その「意見書の主意は概略を申せば國體教育の主義である」と述べ、語をつづけて、

抑々教育と云ふことは教科書の材料を並へて事物を知らずると云ふことに止まらない。一般國民の心を確め精神上の方向を指示し、一の重点に歸向せしむることか最重要なることである。此事は甚困難の事業である。支那の二千年前に行はれたる所の周の教育も今日の世の中に於ては其儘に用ひられない。又歐羅巴には宗旨があつて少年の精神を確むる故に其結果を得て居るか、併しなから是は御國に於て採るべきことでない。御國の教育の結果をして人心帰一ならしむること最困難を感ずることなり。幸にして我國には万国に類ない所の優美なる國産がある。そは何そといふに外でない。即ち御國の國體、万世一系の一事である。此一事より

外に教育の基とすへきものはない。御国の人民たるものは、遠ひ祖先より子孫の末に至るまで、千代に八千代に御国の国土のあらん限、万世一系の天子に侍つき奉て居るといふことは実に各国に比類のないことで、御国に限つて難有国体である。此国の成立を以て教の基礎にすることが教育上第一の主義とすへきことである。之を棄て他に依るへきものはないといふか森子の第一の意見であつた。

と述べている^⑥。この井上の弁明は森文相の教育主義として述べられてはいるが、むしろ自己の教育主義を闡明したものと見るべきであり、井上が明治憲法・皇室典範の起草が次第に完成に近づくにつれて、教育面において「国体」を具体化すべく強い関心をもち、森文相の背後にあつて国体主義教育の確立に努力を傾けていたことが推察される。これは井上と来るべき教育勅語との関係を予告すると言ふことができよう。森文相は上述の如く教科書制度に留意し、「文部省の編輯局を改革して伊沢修二氏を局長とし、文部省に於て自ら森子は修身書の事にも熱中し、自ら某々二氏を指図して不偏不党の修身教科書を公にしたが、其の後間もなく教育勅語が発布になつたので、此の書は広く行はるるに至らなかつた」といわれる^⑦。ここにいう「某々二氏」が小中村清短および池辺（小中村）義象を指すか否かは今後の検討に俟つべきであるが、おそらく池辺は中学校用和

文教科書編纂委員に任命された義父を助けたか、あるいはみずから委員となり小学校用の和文教科書の編纂に従事していたと考えられる。井上は森文相の修身書編纂に関しても背後で画策したと推察され、徳育に関する自己の所信と教科書編纂の基調を池辺に伝達したものが上掲の書翰「儒教を存す」であつたと考えられる。

三 「儒教を存す」に見える井上毅の思想

さて以上において「儒教を存す」が起草・送付されるに至つた歴史的背景を述べたが、当該書翰に叙べられている見解は、いずれもかれの『梧陰存稿』巻二に収められた、「世道論」「孟軻論」「与某大人論宋学書」「非易」「康輿稅政」「嗎哈默伝」などに見られるものである。これらの諸論文を綜合して自家の思想を統一的に展開したものが当該書翰の全貌であるが、その冒頭部分は殆んど「世道論」と大同小異で、この「世道論」のうちに井上の思想は集約されていると云つてよい。「世道論」において井上は「余平心以説宇宙之書其於形而上者蓋以儒教為正大焉、而是豈可_レ以盛衰之跡論之乎哉、作世道論」と結んでいるが、このかれの思想が書翰において「儒教を存す」と題せしめたものである。「孟軻論」以下の諸論の成稿年月が不詳であるにかかわらず、この「世道論」は跋文を伴い、「光緒十一年乙酉七月與大徵」と記されている。こ

これは明治十八年七月に相当し、ほぼその成稿の時期を推すことができる。なおこの論について付記すべきは、呉大徴の跋文中に「上下五千年、縱橫數万里、非博覽群籍、洞觀世變、不足以識治亂興衰之故、而大旨歸於求實是、不務空譚。此万古不易之理、而細重、歐羅巴、亞非利加大洲之所同也、武備以文教為本、訓練不精、文臣不能辭其咎、發憤為雄、何國不遂、豈可委之書生不知兵哉、遍覽猶太埃及之書、然後知各教之深深、布布菽粟、歸功於孔氏、云々」とあることである。この文はよく「世道論」一篇を要約したものであると同時に、「文臣」とは井上毅その人を指すとも考えられ、かれがこの論をなすに至つたのは各国盛衰の歴史に鏡みて、わが國も兵備の充實を必要とし、その根底に文教すなわち教育の重要性を考え、儒教をもつて國民思想を統一せんとしたことによるものであることを示すものではあるまいか。かれが兵備と教育との關係を重視したことは、かつて指摘した通りである。

さて「儒教を存す」の存在によつて井上の思想の重要な第一の性格が儒教主義にあつたことが明瞭である。しかもかれが「儒教を以て正大第一」とするとともに、「儒教にては政教一致、官府の外に僧府なし」と述べている点が注目される。元田永平が儒教主義の立場を固守し、政教一致を唱へたことは周知の通りである。従つて儒教主義という点において井上と元田とは道德思想的に共通性を有し、

元田が井上に親近性を感じ、井上もまた、教育勅語の起草にあつて元田に協力を求めた所以である。しかし両者が等しく儒教主義に立ちながら、なお相異なる点は「政教一致」の性格に存するといえる。すなわち元田における「政教一致」は王道論的立場における政教の未分離性であるのに対して、井上は近代國家における法治主義の理解の上に立つて、一旦政治（法）と宗教（わが國では道德）を離して考え、しかもなお「離して却つて結ぶ」という意味において、儒教の政教一致性を採用している。この事は、後述するように井上がキリスト教を排撃する場合に、その排撃の要因の一つとして、ヨーロッパにおける國家（政治）と宗教との対立の激しさを強調するのに対して、儒教の場合には「官府の外に僧府なきことを挙げて、その「政教一致」性を高く評價したことに窺われる。すなわち元田においては徳治主義以外の政治は考えられず、天皇による王道論的な道德政治が行われる限り一般人民の絶対的な服従がおのずから生ずるといふ政治に対する樂觀主義が存在したのに対して、井上においては西洋近代國家における政治の実状に通暁していただけに、かかる樂觀主義はなく、國家権力を背後にもつ法の支配を考えていたから、政治とは法治主義の政治にはかならなかつた。従つて井上における儒教主義はかかる権力ないし法の正統性を基礎付け、維持するために採用されたものであつたといふことができる。換言すれば

儒教道徳は元田においては政治の精神であり目的であつたに對して、井上においては政治の付加物であり手段であり、わが国における法治主義のための道徳であつた。この最後の点については、のちに明治憲法と教育勅語との關係を述べる場合により明瞭に示されるであらう。

このような兩者の異同の上立つて、元田の思想を「封建的儒教主義」とよぶならば、井上の思想は「近代的儒教主義」とよばれるべきである。前者が衰退して行こうとするものを衰退せしめないように努める消極性をもつに對して、後者は進んで國家支配の保護・擴張のために役立てようとする積極性を有している。つぎに井上の第二の思想的特長に進もう。

「儒教を存す」において第二に注目されるのは極めて強いキリスト教に対する排斥の態度である。井上がキリスト教に對して早くから関心を抱いたことは、かれが幕末、肥後藩時習館居寮生時代に沼山津に横井小楠を訪れ問答したことをみずから筆記した「沼山對話」に窺うことができる。この對話において、井上が仏教と耶穌とはいはずれが害があるかと問うたのに對して、小楠は仏教は倫理を廢すが耶穌は倫理を立てる点で仏教の害の甚しいことを説き、耶穌教そのものを必しも排斥していない。ただ小楠が憂えたところは、ヨーロッパにおいて宗旨の争から大亂が発生している事実から仏教が長い歴

史をもつて深く日本人の人心に染み込んでいるから、もしも耶穌教が日本に入り込めば、忽ち仏教との間で宗教的葛藤を生じ不慮の變が生ずるかも知れないということであつた。この事を教えられて井上は耶穌の浸入を防ぐ方法を訊ね、小楠が只本を正して民心を堅くしさえすればよいと答えたのに對して、かれは満足せず道は必ず一に歸する訳柄であるから、両教が接觸すれば彼が我に化すか、さもなれば我が彼に變ずるかいずれかであり、必ず伝染するのは自然の勢であると論じている。こうした對話を通じて井上は政治と宗教との關係について思索を深める端緒を得て、キリスト教に對する態度を確定するために研究をはじめに至つたと考えられる。その過程で聖書を読み耶穌傳を一閱し、儒教と比べて、その説くところが淺近にして神怪であると感じたものである。この井上の感じ方はすでに述べたような儒教に對する絶対的な信奉態度からして当然の帰結である。つまるところ儒教は倫理説ないし政治思想であつて宗教ではない。^⑩従つて井上が怪力亂神を語らず現世的道徳を主とする儒教的立場に立つ限り、現実世界における人と人との間の倫理が最大関心事で、宗教のごときは求められるべきものではなく、従つて神と人との間の紐帯ないし彼岸の世界における個人の魂の救済を説くキリスト教が理解できなかつたことは当然としなければならない。ここで井上の強いキリスト教排斥の態度を形成する上で、安井息軒の

思想的影響を考える必要があるかも知れない。息軒は明治六年（一八七三）五月、「弁妄」と題する小冊子を出版した。これは明治初年におけるキリスト教排斥の最も代表的なものの一つで、旧約聖書の記述・キリストの言行などを儒教的立場から徹底的に論難したもので、キリスト教に対し、これ程の排斥論を書いた人は前後にないと言われている^⑧。井上は慶応三年（一八六七）横浜に行きフランスを修め、つづいて同年二月から翌慶応四年にかけて、およそ四か月の短期間ながら息軒の三計塾に学んでいる。『弁妄』はその時期より遅れて成つたものであるが、修学当時の息軒の思想ないし『弁妄』が井上の思想に影響を与えたことが推察されるのである。

なお井上がキリスト教を排斥する理由としてその所説が浅近・神怪であることのほかに、「君父を仮尊として天神を真父とし、現世の政令を外視して、冥府の賞罰を仰ぐ。勸化を忠となし、教に死するを榮とす。灌油自ら盟ひ、動もすれば政府に抵抗す」といい、いわゆる国家と宗教（キリスト教）との対立・抗争の歴史的事実を挙げていることが注目される。この点はすでに「沼山対話」のところで触れたように、早くからかれの関心が注がれたところであつたが、序説で述べたように家永博士が教育勅語における国憲の尊重が明治憲法における「信教の自由」の尊重と相通するものと理解されたさいの、井上における「信教の自由」が内実において強いキリスト教排

斥を蔵するものであつたことを端的に示すものとして注意されなければならぬ。また「教育勅語がキリスト教を頭から撲滅すべき旨のものであつたとは（中略）解釈できない」としても、少くとも井上にあつてはキリスト教を排斥する思想的立場に立つて教育勅語が起草され、従つてそれだけにかかる立場を粉飾すべく、かえつて普遍性を豊かにもつように意図されと見るべきであらう。かつて指摘したことがあるように、井上は軍人勅諭案についても、そのうちの一句を単なる文字論にあらずして政略に関係するものとして割愛を計るほどに細心の注意を払つた人であることを忘れてはならない^⑨。かれが教育勅語発布後もこのキリスト教排斥の態度を固守したことは、文相時代の筆になると思われるつぎの書翰案を引くことによつて明瞭である。

国病論得一覽候而即奉還候。何人之著ニ候哉其熱心其筆力俱ニ感嘆之外無之候。國家之亡微ハ風俗之腐敗ニ在ル事ヲ説ケルハ尤痛切深至ニシテ其病源ノ因ル所ヲ論スルモ亦一々背緊ヲ得ルカ如シ。但救治ノ策ヲ講スルニ至テ有力ナル宗教ヲ用キントスルニ至テハ却テ抱薪救火之類ナルヘシ。道德之懷敗其原一ナラスシテ旧慣ノ打破尤其一大原因ナリ。我旧慣中打破スヘキモノアリ。打破スルモ可、打破セサルモ可ナルモノアリ。又決シテ打破スヘカラサルモノアリ。維新已後ハ其第一ヲ打破スルノ序ニ遂ニ其第二第三ヲ

併せて幾ト之ヲ打破セントシタリ。旧慣ノ美已ニ敗ル。徳義徒テ地ニ墜ルハ亦自然ノ結果ナラザル事ヲ得ス。東西交際ノ親密ヲ要スル為ニ往々我旧慣ヲ唾棄シテ犠牲ニ供スルニ至ル。是政治家ノ尤任意ヲ要スヘキ点ナルカ如シ。今若耶蘇教ヲ用キテ国教トセンカ我旧風美俗即チ孝悌ノ風教ニ傷害ヲ及ホスコトナキヲ保タンカ是易睹ノ数ナルカ如シ。世間往々此ノ事ニ迷フ者アルハ未^(抹消)試ノ薬ヲ嘗ムルニ慳キ者ナリ。生ハ断シテ其ノ不可ナルヲ信ス。今日風俗ノ頹敗ハ上流ノ人之ヲ匡正スルニ難カラサルヘシ。所謂草加^(抹消)尚之風必伏、古今一也、可徴之事実耳、唯不為也。別冊返上之序、草々妄言多罪々々頓首。

上に井上の儒教観・キリスト教観を見てきたが、さらに第三の問題として「儒教に存す」におけるかれの思想の構造を考察する。この構造をよく窺うに足るものは、「今日に在りて広く万国の長短を鑑み、治具・民法・農土・百般は之を西洋に取り、支那の衰風を刪り、又倫理名教の事に至ては、断然天下に布き示し、古典国籍を以て父とし、儒教を以て師とし云々」と記している箇所である。かれは儒教に対して強い傾倒を示しながらも、わが国の古典・国籍を父とすることを明かに主張している点は、元田に比べてより著しい特長である。これはすでに述べたように池田義象との交渉における明治憲法の核心としての国体の基礎付けとして古典・国籍を第一義的

に重要視したことからもうなづける。元田が儒教をもつて唯一絶対性をもつ普遍的道徳であり、それを最もよく維持・体現しているものがわが国体であると考へ、儒教をもつて国体を説明・註解したに對して、井上はわが国の国体をもつて唯一絶対性をもつものとし、それを儒教によつて外護することによつて国体の永遠性および国体を基礎とするわが国民道徳に普遍性を付与せんと考へたものであると云うことができる。この点はなお後に明治憲法と教育勅語の關係を叙述するに當つてさらに触れることにするが、以上によつて井上の思想の構造は国体（古典・国籍における固有の精神）を核心とし、それを儒教によつて包擁して「倫理名教」の領域を形成し、さらにその周辺を西洋の文明によつて粉飾するという性質を有していたと見ることができ、やがてかれが国語・国文の發達を主としてその教育の重要性を説き漢文を客とするに至つた所以を知るのである。教育勅語がその冒頭において水戸学的に「国体の尊嚴を述べるところを除いては、ほとんどすべて儒教精神である」とするならば、まさしく勅語は井上における「国体」および「倫理名教」の思想構造を如実に反映したものであると云つてよい。もとより元田永年が教育勅語の起草にあつて水戸学に関心を示していたことは水戸の渡辺正順手記が、「明治二十三年の頃と覺ゆ。官幣社の神職にて宮崎神社宮司葦津義夫、阿波神社宮司穂積耕雲の兩人が神祇官再興の

遊説なりと称して、我が水戸に來遊された。此の時、別格官督社常磐神社宮司は岡本正靖にして余は禰宜の職に在りき。葦津、穂積の兩人は常磐神社を來訪し、談話の結果、当地の碩学栗田寛博士には非面会して密談し度き事ありと。宮司禰宜は相談の上、之を栗田博士に紹介したりき。これ教育勅語渙発の下準備にして、内実は元田永孚の密旨を含み、之を栗田博士に伝へしなり。栗田博士は此の需に応じて、金鑑録（註。内藤恥叟撰栗田寛碑文には神聖皇訓広義を作つて応需とあり）なる一書を著して元田侍講に送付せり。これを教育勅語発布の關係とす。明治二十三年十月三十日教育勅語渙発せる。栗田博士感奮措く事能はず、竊に余を招ぎ、教育勅語奉読会を開かん事を勧む。余友人亀井善述と謀り、之を開会す云々^②と述べていることによつて知られるが、元田がみずから井上宛書翰で「幸ニ首尾之文ハ貴兄之御初稿ヲ存シ有之候老拙モ素ヨリ御同案ニテ間然無之候」と書送つたように、勅語冒頭の水戸学的な國体の尊嚴を草案に明示した最初は井上であり、元田がこれに同調したものである。従つて勅語起草において元田も「國体」を重要視してはいたが、むしろ重点を中間の儒教的な徳自にかけ、これに対して井上は「國体」を冒頭においてここに重点をかけていたと理解すべきである。

以上、「儒教を存す」を中心に井上の思想的特長およびその構造を觀察し、その時々において元田との相異に言及してきたが、こ

に一応の概括を試みるとつぎの如くである。

一般的に「儒教尊重」という場合には、元田と井上との間に「封建的」と「近代的」との差別があるのではなくて、むしろ相通するものがあり、井上が元田の「儒教尊重」を教育勅語において排除したかの如く説くのは、勅語における井上の真意を誤解するものといふべきである。ただ兩者における「封建的儒教主義」と「近代的儒教主義」との相異はすでに指摘した通り何故に「儒教尊重」を必要としたかという点にのみ存するのであつて、井上における「近代性」が恰も「儒教尊重」を排除・超克したかの如く考へるのは誤つてゐる。また井上のキリスト教に対する強い排斥態度は、かれの思想の「近代性」の限界を最もよく示すもので、勅語のもつ表面的な普遍性から單純にかれの「近代性」を云々することは許されない。さらに思想構造という観点からは井上をもつて「(近代的) 儒教主義」と規定するよりは、むしろ「國体主義」ないし「日本主義」ともいふべきであり、その性格は元田より以上に顕著である。總体的に見て元田が道思想家で徳あつたに対して、井上はどこまでも政治思想家であつたと云ふべきであらう。以上によつて序説に記した第一の問題点を解決しえたとして、つぎの問題点に移らう。

四 井上毅における明治憲法と

教育勅語との關係

第二の問題点は教育勅語が明治憲法と緊密な関連性をもつて成立したか否かを歴史的・具体的に解明することである。この問題において、教育勅語発布計画の具体化を検討するときには、かつて明かにしたように山県有朋の推進によるものであつて、憲法起草者側（伊藤・井上ら）から憲法制定との必然的関連性においてかかる勅語形式のものを具体化する意図はなかつた。しかし注意すべきことは憲法起草者、とくに井上においては教育勅語という形式は排除しながらも、憲法制定との関連において教育勅語に見る思想的、内容のものを国民に滲透させようと考えていたと推知できることである。明治憲法制定の直前に起稿したと思われる井上の自筆草稿^⑤につきのものがある。

大日本帝国ノ憲法ハ何ヲ以テ首脳トナスカ、万世一系ノ皇室ヲ奉戴シテ主権者トナス事是レナリ。凡ソ国家ノ法度其義多シト雖トモ苟トモ國家根本法ノ首脳ト矛盾シ若クハ之ヲ毀傷スルモノハ力メテ之ヲ除クベシ。之ニ反シテ此ノ首脳ヲ輔翼シ若クハ之ヲ擴張スヘキモノアレハ力メテ之ヲ存シ、又タ之ヲ保護セサルベカラズ。凡ソ社会ノ事物ハ其有形タリ無形タルトヲ問ハス、相互ニ脈絡關係シテ呼応ヲ相為スヲ常トス。今我國民ノ習慣上何物カ尤モ此ノ憲法ノ首脳ト關係アルヤト尋ヌルニ父子ノ關係是レナリト答フベシ。此ノ關係ハ我々日本人民カ千百年來ノ習慣ヲ以テ養成シタル

モノニシテ、君臣ノ關係ト首尾相呼応スルモノトス。夫レ既ニ万世一系ノ皇室ヲ奉戴スルハ我國憲法ノ首脳タルベキトキハ之ト密著ノ關係ヲ有スル父子ノ關係ハ力メテ之ヲ保護セサルヘカラス。夫レ家ハ小國家ニシテ父子ハ小君臣ナリ。子、父ニ事フルノ道ハ即チ臣君ニ事フルノ道ナレハ未タ家ニ孝ニシテ國ニ忠ナラサルモノアラス。古人曰フ未タ孝悌ニシテ上ヲ犯スモノアラス。即チ是ノ意ナリ。由是觀之、父子ノ關係ハ君臣ノ關係ニ影響ヲ及スヘキ固ヨリ明ナリ。願フニ我國民中ニ行ヘルル父子ノ交際ハ極メテ從順ナルモノニシテ、曾テ犯戾ノ跡アルナシ。此ノ從順ナル交際ノ間ニ生長シタル我々人民カ皇室ニ對シテ曾テ犯戾ノ心ヲ起スモノニアラサルハ亦タ謂レナキニ非ラス。古人所謂ル忠臣ヲ求ムルハ必ス孝子ノ門ニ於テストハ其意義甚タ広シト謂フベシ。今我カ國憲法制定ノ期ニ臨ミ、其首脳タルベキ皇室ノ主権確定セントスル事ナレハ憲法ナリ民法ナリ之ヲ保護擴張スベキモノ就中此ノ父子ノ關係ノ如キハ力メテ之ヲ維持セサルベカラサルナリ。

この資料は、井上が明治憲法の制定においてその核心をなす「國體」、具体的には万世一系の皇室の主権性を保護擴張するために、いかに孝を中核とする儒教道德の維持を緊要事と考えていたかを明示するものである。従つて明治憲法の制定と儒教道德ないし家父長制の維持との關係がこれにおいては歴史的必然的関連性として捉え

られていることが判明する。かれが一旦は勅語起草の困難——かれは当時の政治・社会の風潮に鑑みて勅語の発布形式・内容の如何によつて政治的・社会的に重大な波紋・批難を生ずることを憂えた——を訴え、起草を辞退したにかかわらず、その後元田を通じて明治天皇に勅語発布の内意があることを知り、かつ元田より協力の要請をうけるに及んで積極的に起草に当り、さらに第一回帝国議会の開会の時期が近づくや元田宛に「折角老台積年之御誠心ニ而是迄相運候処方一ニモ政事之上之變動等之為ニ遷延ニ至候へ、千載之遺憾ニ存候へハ此際迅速ニ発表相成候様百尺竿頭一步之御尽力懇禱奉存候」と書き送り内閣の政略と見做されない形式での迅速な発布を熱心に慫慂するに至つたのは、かれ自身において上述のごとき内的事情が存在し、国会開会前に明治憲法の観念的支柱を樹立し終らうと意図したためであつたと考えられる。

以上によつて教育勅語がその起草に井上毅が参加したことによつて明治憲法と緊密な関連性をもつて成立するに至つたものであることが判明し、そのことは井上が草案を起草した「大日本帝国憲法上論」と同じくかれの初稿をとどめた教育勅語の首尾とが文言・内容においてきわめて酷似している点においても容易に納得できるであらう。従つて明治憲法が保守反動性をもつて成立したのに対して、教育勅語が著しく普遍性をもつて成立したと見、両者が当初において恰も

思想的性格を異にし、相互に関連性がないかのように説くことは誤つてゐる。もしも明治憲法に保守反動性を見出すならば、教育勅語にも保守反動性を指摘しなければならぬ性質のものである。家永博士が教育勅語に見出される普遍性は中間徳目における儒教本来の相当の普遍性と、一面井上が立憲的・政治的配慮からとくに意を用いて付与した普遍性から成つてゐるのであり、博士が勅語における井上の役割を元田よりもより重視されるならば、むしろ勅語冒頭の水戸学的な国体の尊厳を示した部分、およびそれをうけた末尾の部分こそ重視されて然るべきであつたのである。以上をもつて第二の問題点の解明を終わらう。

五 結 語

すでに序説における二つの問題点に答えながら井上の思想的性格を明かにしてきたので、ここにそれを改めて繰返すことを避けたい。ただかような思想的性格の持主はなお他にも多く存在したのであらうが、井上の場合には、かれが明治憲法・軍人勅諭・教育勅語と、明治国家における法・権力・道徳三要素の樹立に参画し、明治国家形成の事実上の推進力をなしていただけに、かれの思想的性格がもつ歴史的意義は重大である。井上が歴史的国体をヨーロッパ的規範である立憲制の採用によつて規範化し、天皇を主権者とするに當つて、

本来、家族道德である儒教道德を国家道德として拡張使用せんとしたところに、井上におけるいわゆる「近代性」の特質と限界があった。このことはわが国が当時採用せんとしていたヨーロッパの立憲制ないし近代的法治主義は、その根本において個人の自覚ないし個人の自由を前提としていにかかわらず、井上はかかる自覚や自由とは全く対蹠的な儒教道德を観念的支柱としたことを意味している。従つてかかる儒教道德は明治憲法における立憲君主制の君主制（絶対制）の側面を保護拡張する上では適合的であつたけれども、その立憲制的側面と相容れなかつた。相容れないというよりは、むしろ立憲制的側面の発展を阻止する役割を担当させられた。もともと儒教道德は相扶相助的な共同社会の基盤の上において成立するものであり、しだいに資本主義的要素、利益社会が進展するに伴つて儒教道德が衰退・崩壊するに至ることは当然である。井上が市民社会の進展、資本主義的要素の増大につれて、みずから維持せんとする儒教道德がどのような影響を被るかについて遠く将来を見究めることなく、それをもつて明治国家の観念的支柱としたことは、やがて明治国家の構造面に内在する君主制要素と立憲制要素との矛盾・対立の激化とともに、思想面においても市民社会の進展・成熟につれて市民社会の思想との乖離を招く結果を導くに至つたものである。

（本稿に紹介した井上教の「儒教を存す」の書翰を快く閲覧させ

て下さつた大阪の田中良雄氏の御厚意に深く感謝するとともに、仲介の勞をお取り下さつた小葉田淳先生に厚く御礼申上げる。なお、本論は昭和三四年一月四日説史会大会に「井上毅の思想について」と題して発表したさいの草稿に加筆したものである。）

- ① 家永三郎博士「教育勅語成立の思想的性格」、『史学雑誌』第五六編第一二号、昭和二年一月。
- ② 石田雄氏は「すべて明治憲法体制が必然的に教育勅語を伴つて存在しなければならなかつたという根本的性質」を有している」と述べている（『明治憲法体制から新憲法体制へ』、『思想』三八四号、一九五六年第六号）。
- ③ 以上の引用はすべて前掲家永博士論文による。
- ④ 『大人名辞典』（平凡社）、『新版大人名辞書』（上巻、大日本人名辞典書刊行会）、『明治文化史』（文芸篇）。
- ⑤ 小中村清矩遺著『有声録』所収、「井上子爵の御霊の前に申す詞」および「小中村清矩先生小伝」。
- ⑥ 井上毅『梧陰存稿』卷一所収「言蓋」。
- ⑦ 前掲、「小中村清矩先生小伝」。
- ⑧ 木場貞長「森文部大臣の改革」、『明治以降教育制度発達史』第三、三一ページ。
- ⑨ 井上毅の皇典講究所における講演、木村匡編『森先生伝』一四四—一四五ページ。
- ⑩ 註⑤参照、前掲書三二二ページ。
- ⑪ 「森文相は能勢榮に命じて師範学校倫理教科書を編纂せしめ、

尺秀三郎に「小学読本」、湯本武比古に「読書入門」の起草編輯を命じた。いずれも出来あがつて文部省図書館により発行された云々」とあるが(相沢照『日本教育百年史談』一六五ページ)、これは本文引用とは全く無関係のようである。

⑭ 井上毅起草「利益線防護の計画」(井上毅文書、これが明治二三年三月「山県有朋軍備意見」となった)。拙稿「教育勅語成立の歴史的背景」(坂田吉雄編『明治前半期のナショナルリズム』所収)。

⑮ 拙稿参照(註⑭)。

⑯ 山崎正董編著「横井小楠」下巻、遺稿篇、九〇〇—九〇三ページ。

⑰ 小島祐馬「儒教」下、「日本人の宗教生活」、『現代宗教講座』Ⅴ所収、同書四八ページ。

⑱ 黒江一郎「息軒先生晩年の書簡」(『宮崎大学学芸部紀要』第七号、昭和三四年八月)参照。「弁妄」は『日本儒林叢書』論弁部所収、なお門人安藤定の「弁妄和解」は『明治文化全集』思想篇所収。

⑲ 黒江一郎「安井息軒と肥後」(『宮崎大学学芸部研究時報』第二号)参照。

⑳ 『近代日本とキリスト教』明治篇、一七二ページ。

㉑ 註⑳拙稿参照。

㉒ 井上毅文書(国学院大学所蔵)、文部省野紙、年月日欠。「国教論」の著者および著作年月、いま不詳。

㉓ 小早川秀雄「井上梧陰先生」(『元田井上両先生事蹟講演録』

所収)、「梧陰存稿」巻一、「國語教育」。

㉔ 註㉓参照。同書五七ページ。

㉕ 北条重直『水戸学と維新の風雲』八八—八九ページ所収。

㉖ 明治二三年八月二六日井上宛元田書翰、『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、四三七—四三七ページ。

㉗ 元田自身の「六月二八日」草案にも「是我國ノ体ヲナス云々」とあるが、これは井上の起草草案を受取つて(六月二八日)、それをもととして起草したものと考えられる。この点に関しては近く発表予定の「教育勅語草案の成立過程」を参照されたい

㉘ 近く発表予定の「教育勅語草案の成立過程」を参照されたい

㉙ 前掲拙稿、註㉘参照。

㉚ 井上毅文書(国学院大学所蔵)、太政官野紙(八行)。文中に「憲法制定ノ期ニ臨ミ」とある。

㉛ 明治二三年八月二六日井上宛元田書翰、同八月二八日元田宛井上書翰、前掲『資料集』四三六—四三八ページ。

㉜ 明治二三年一〇月二二日元田宛井上書翰、前掲『資料集』四三九—四四〇ページ。

㉝ この上論は枢密院會議に附せられたる草案たる「憲法説明」の上論と同一である。のち修正されて憲法発布勅語となった。上論全文は鈴木安蔵『憲法制定とロエスレル』二四八—二四九ページ所収。この上論の草稿は井上毅文書に現存する。内閣野紙(一〇行)および官内省野紙(一〇行、但し一葉のみ)。この上論草稿は井上が最初に起草した教育勅語草案と密接な関連をもつと考えられるが、これは近く発表予定の論文に譲る。

Reclamation and Fishermen

— in the case of *Kojima* Bay 児島湾 in the
Okayama 岡山 Prefecture —

by

Shôgo Yuihama

Land reclamation or land drainage in response to the demand of developing the land is naturally contradictory to the coastwise-fishery. Has this contradiction been fully reasonably conquered? And aren't villages sacrificed? Investigation of the nature in the former drained lands has the great importance in the future land drainage. In this article the *Kojima* 児島湾 Bay in the *Okayama* 岡山 prefecture is taken as a characteristic example of land drainage on a large scale in Japan. Here all the problems are concentrated, in which there are defects in those arrangement by both executors and fishermen, especially in the influence of establishing factories by successful drainage on fishery. This article treats the history of sea villages' attitude to drainage, based on the information of fishing, villages, and tries to make clear the point by evaluating synthetically its process and result, omitting the fields of natural geography.

Kowashi Inoue's 井上毅 Character of Thought

by

Noboru Umetani

Kowashi Inoue, chief drafter of the *Meiji* Constitution and the Imperial Rescript on Education, has generally been understood as an absolutist politician. On what idea in real did he draft these documents? What was his system or structure of thought then? These questions are important to understand the historical process in forming interdependently the system of *Meiji* Constitution and its thought on Tennoism (Imperial Rescript on Education). Heretofore no material has been found on his structure of thought in original or on a united conception of forming the *Meiji* Constitution and the Imperial Rescript

on Education. I have paid my attention for years his long draft '*Jukyo o son su*' 儒教を存す in *Inoue's* documents as a former material. As recently it is clear that his letter owned by Mr. *Yoshio Tanaka* 田中吉雄 falls under it, I try to introduce it, to make clear the importance and fact that *Inoue* wanted to respect or maintain the Confucian ideas, and to weigh his against *Eifu Motoda* 元田永孚's idea. Then this article proves concretely his support of Confucian ideas in close relation with the Constitution and his draft of the Imperial Rescript, and his insufficient grasp on the developing trend of constitutional aspect in the *Meiji* Constitution or of civil society.

The Japanese Foreign Policy during the Sino-French War in 1884

by

Tzer-chou Peng

Even though Japan forced Korea to sign a peace treaty in 1882, China, by sustaining her suzerainty, continued to exercise strong over Korea. If the Japanese Government had attempted to conquer Korea at this time, China and Japan would probably have drifted into war. For this reason, the Minister of Foreign Affairs of the Japanese Government *Kaoru Inoue* considered his policy toward Korea with care, and made up his mind to make every possible effort to talk peace with China.

Unfortunately, the Sino-French war broke out in 1884, and French forces not only occupied the most important seaport of the northern part of Taiwan, but entirely destroyed the shipyard at Ma-wei, Foo-chow. Following the military defeat, the Chinese Government nearly lost confidence in her ability to defend her sea fronts, and fall into a dangerous situation; needless to say, she had not enough military power to control Korea too. *Inoue* had observed the changes in the Asia international situation for a long time, and now he seized the favourable opportunity to change his peace foreign policy, abolishing the feudal relation between Korea and China. Following this, the Japanese ambassador *Takezoe* in Seoul joined with the Progressive Party of